

東京医科歯科大学病院看護部規則

（平成16年4月1日）
規則第128号

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学病院看護部（以下「看護部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 看護部は、病院長の管理の下に、本院の患者に対し、診療及び療養上に必要な看護業務を行うほか、教育を行う。

（組織）

第3条 看護部に、次の部門を置く。

- (1) 管理部門
- (2) 外来部門
- (3) 病棟部門
- (4) 基盤診療部門

（職員及び職務）

第4条 看護部に、次の職員を置く。

- (1) 看護部長（以下「部長」という。）
- (2) 副看護部長（以下「副部長」という。）
- (3) 看護師長
- (4) 副看護師長
- (5) セクションリーダー
- (6) 医療技術職員
- (7) その他必要な職員

2 部長は、以下の取扱いとする。

- (1) 看護部の医療技術職員をもって充て、部長を本務とする。ただし、学長が認める場合にはその限りではない。
- (2) 病院長の命を受け、看護部の業務を掌理する。

3 副部長は、以下の取扱いとする。

- (1) 看護部の看護師長を本務として、これに組織上の名称を付与して命ずるものとする。ただし、学長が認める場合にはその限りではない。
- (2) 副部長は、部長の職務を補佐する。
- (3) 副部長の数は、原則として4名とする。ただし、病院長が必要と認めた場合にはその限りではない。

4 看護師長及び副看護師長は、以下の取扱いとする。

- (1) 看護師長は、看護部の医療技術職員をもって充て、看護師長を本務として、部長の命を受け、所掌するそれぞれの業務を掌理する。
- (2) 副看護師長は、看護部の医療技術職員をもって充て、副看護師長を本務として、看護師

長の命を受け、所掌する業務を処理する。

- 5 セクションリーダーは、国立大学法人東京医科歯科大学病院看護部セクションリーダーに関する要項に定めるところによる。
- 6 医療技術職員は、看護師長等の命を受け、所掌するそれぞれの業務を行う。
- 7 その他必要な職員は、看護師長等の命を受け、それぞれの業務を行う。

(部長及び副部長の選考)

- 第5条 部長の選考は、病院運営会議が候補者を学長に推薦し、学長が行う。
- 2 副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。
 - 3 その他、部長及び副部長の選考方法に関する事項は、別に定める。

(看護管理者会議)

- 第6条 看護部の円滑な運営を図るため、看護管理者会議（以下「管理者会議」という。）を置く。
- 2 管理者会議は、次の事項について審議する。
 - (1) 看護部の運営に関する基本的事項
 - (2) 看護部各部門の連絡調整に関する事項
 - (3) その他必要な事項

(雑則)

- 第7条 看護部の運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。
- 2 この規則に定めるもののほか、看護部の業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

- 第8条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月12日規則第95号）

この規則は、令和3年10月12日から施行し、令和3年10月1日から適用する。